

新潟高教組

新型肺炎感染症関連速報 -特殊勤務手当の支給について-

2022年2月22日 全組合員配布・分会掲示

これまで従事した分もきっちり請求！
(遡って21年4月1日から支給)

県教委：原則「管理職対応」は変わらない

新型肺炎感染症対応についてこの間、「原則管理職対応」と大きく異なる実態が報告されていることを追及してきました。県教委は「1月の感染状況、保健所の対応状況、学校で実態として対応した状況を加味して整理した」とし、「生徒の名簿作成」「生徒、保護者への連絡、調整」「日常的に行うものではない学校の消毒」「PCR検査の補助」等について、「生徒の生命と安全を守るため、学校の管理下においてやむをえず緊急に取り組む必要があるもの」として対応をお願いするとなりました（1月15日速報参照）。

2月21日に以下の内容でそれにかかる特殊勤務手当として通知が発出されました。

新型コロナウイルス感染症対応業務に係る特殊勤務手当の支給

- 1 支給する手当
教員特殊業務手当（第1号：救急）
- 2 支給要件
 - ① 感染者（濃厚接触者含む）が発生した学校における業務であること
 - ② 生徒等の安全を確保するため、保健所の要請等により、学校の管理下において、やむを得ず緊急に行った業務であること
 - ③ 勤務時間外に4時間以上業務に従事したこと
- 3 支給額
4時間以上 5,000円/日 6時間以上 7,500円/日
- 4 適用日
21年4月1日

手当が出るからといって、従事させていいということにはなりません。これまで県は「原則管理職」としながら「自発的」として教諭に行わせてきていた実態があります。「連絡を要する生徒が多く管理職で対応しきれない場合に限り」「必要最小限の範囲でかつ強制ではない」と再確認したとともに、「自発的」も原則認めないことを確認しました。

また、通知された特殊勤務手当の適用日が21年度初であることから、これまでの分はこれまでの分としてきっちり請求することをお願いいたします。今後もしっかりと現場実態を突きつけるとともに、上記業務が協議をへて行われた場合については、実態把握・事後検証を追及し、業務の効率化・簡素化に向け、県教委主体で行わせるようとりくみを継続していきます。

手当請求の妨害や業務の押しつけ等、県教委の指導と異なる対応がありましたら、また、疑問な点等は本部までご連絡ください（025-265-4151）